

# 株式会社シティーケーブル周南加入契約約款

株式会社シティーケーブル周南（以下「CCS」という）とCCSが行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結される加入契約（以下「加入契約」という）は次の条項によるものとします。

## 第1条（サービス）

CCSは、定められた業務区域において電気通信事業法に基づいて、加入者に次のサービスを提供します。  
1) LAN型インターネット接続サービス

## 第2条（加入契約の単位）

①加入契約は、以て1回線ごとに行います。但し、引込線1回線により複数世帯・複数企業が加入する場合には、加入契約の単位を各世帯及び各企業ごととします。この規定する世帯とは、同一家屋内で居住及び生計を共にする者の集まりまたは独立して居住もしくは生計を維持する単身世帯とします。  
②構造上区分された独立した居住等の建物等としての用途に供することができる数個の部分が一棟に存在する建物の、管理組合または所有権者（以下併せて「管理組合等」という）が、予めCCSとの間で別途CCSが定めるサービス提供についての契約（以下「共同受信契約」とい）い、共同受信契約を締結している建物を以下「集合住宅」とい）を締結している場合でも、集合住宅内の世帯は、サービスの提供にあたってはCCSとの間で加入契約を締結するものとします。

## 第3条（加入契約の成立）

①加入契約は加入者が予め本契約約款を承諾し、CCSが定める様式の加入契約申込書の所要事項を記載の上提出し、CCSがこれを承諾した時に成立するものとします。  
②CCSは前項の規定にかかわらず、引込線の配置・保守が困難な場合、もしくは技術的、経済的理由等によりサービスの提供が困難な場合は、加入契約申込みを承諾しないことがあります。

## 第4条（契約申込の撤回等）

①加入申込書は、加入申込の日から起算して8日を経過するまでの間、書面により申込の撤回又は加入契約の解除を行うことができます。  
②前項の規定による加入契約の申込の撤回は、同項の書面に発したときにその効力を生じます。  
③前項①の規定により加入申込の撤回を行った者は、既に納入した加入金の返付を請求することができます。但し、工事着手の場合は加入申込者はその工事に要ししすべての費用を負担するものとします。

## 第5条（加入金・工事費及び利用料）

①加入者は、別添に定める加入金・工事費及び利用料をCCSに支払うものとします。利用料は毎月1日から月末までを1ヶ月として計算し、日割り計算はしないものとします。  
②加入金は、第4条①項に定める場合を除き、加入契約が終了した後も返却しません。  
③利用料については、第1条に定めるサービスの提供を受けた日の翌月分から支払いを開始し、サービスが停止された日の属する月まで毎月支払うものとします。但しサービス提供を受けた日の属する月が前月の場合は、当月分は支払うものとします。  
④契約の更新、サービス内容の変更その他の理由によりCCSは料金を変更する場合があります。  
⑤別添に定める加入金・工事費及び利用料は、別途定める規約に依り一定期間料金を変更する場合があります。

## 第6条（最低利用期間）

本サービスは、加入者が別途定める最低利用期間があります。  
①加入者は前項の最低利用期間中に加入契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに料金表の定めにより解約手数料（違約金）を支払うものとします。

## 第7条（料金の支払方法）

①加入者はCCSに加入金、サービス利用料、オプション利用料及び、工事費等について別途CCSが定める期日までに指定する方法により支払うものとします。

## 第8条（延滞金）

①加入者から前項に定める期日までに前条に定める料金を支払わなかった場合は、支払期日の翌日からCCSが指定する支払日の前日までの日数に対して、年利14.5%の割合で計算して得た延滞利息としてCCSに支払うものとします。  
②延滞者が遅延したことによりCCSが防犯設備を修理する場合は、その修理費用を別に支払うものとします。

## 第9条（ケーブルモデム、V-ONU、D-ONUの貸与）

①CCSは、インターネットサービスの提供のため、HFC、FTTHの施設媒体に応じ、加入者にケーブルモデム、光端装置（「V-ONU」）、通信用光端装置（「D-ONU」以下通称端末とする）を貸与します。  
②加入者は通信端末を適度な管理を怠らなくて維持管理するものとします。通信端末に故障が生じたときは加入者はすみやかにCCSにその旨を連絡するものとします。この場合、加入者の責めに負べき事由なくして故障が生じた場合を除き、CCSは、当該加入者に対して修理費及び損害賠償を請求するものとします。  
③CCSは、加入者が指定した敷地内の建物または工作物の特定場所において、CCSの回線から原則として最短距離にあって敷地に設置できる地点に保安設備又はV-ONUを設置し、これを引込線の終端とします。  
④CCSのサービスを提供するために必要とする施設（以下「本施設」という）の設置工事は、CCS又はその指定する業者が行い、その敷地及び工事についてはCCSが定めるものとします。  
⑤本施設のうち、HFCの場合センターから保安設備（ケーブルモデムを含む）までの施設及びケーブルモデムはCCSの所有となります。（保安設備を含む）以降の全ての施設（以下「要設備」という）は、ケーブルモデムを除く）は、CCSの所有に加入者または管理組合等の所有となります。FTTHの場合センターからV-ONUを經由し室内に設置するD-ONUまでの施設はCCSの所有となります。  
⑥変換設備及びケーブルモデム、V-ONU及びD-ONUの動作に要する電源は加入者が用意するものとします。  
⑦加入者は、別添に定める工事費を支払うものとします。

## 第10条（施設設備及び費用負担）

①CCSは、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。  
②加入者は加入契約の締結について、地主、家主その他利害関係者がいる場合には、予め必要な承諾を得ておくものと、このことに関して責任を負うものとします。  
第12条（便宜の供与）  
加入者は、CCS又はCCSの指定する業者が本施設の調査、修繕、維持管理、撤去等の為加入者の敷地、家屋、構築物等必要な場所の立ち入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を提供するものとします。

## 第13条（責任及び免責事項）

①CCSは、本施設を専ら電気通信設備規則に適合するよう維持管理します。  
②加入者は、変換設備を別途定めるCCSの技術基準及び技術的制限に適合するよう維持管理するものとします。  
③CCSは、天災、事変その他、CCSの責に帰する事のできない事由によるサービスの停止、不能についてはその損害の賠償請求には応じません。  
④加入者は、CCSが本施設を維持管理するに必要とせざる場合には、事前の通知の有無にかかわらず、サービスの提供を一時的に停止する事があることをここに予め承諾するものとします。又、本施設の故障によるサービスの不良、中断等の場合も同じとします。  
⑤加入者は、その故意又は過失により本施設及びサービスに損傷、又は損害を与えた場合には、その修復に要した費用の負担及び損害賠償の責任を負うものとします。

## 第14条（加入者の禁止事項）

CCSは加入者が以下の行為を行うことを禁止します。  
①ケーブルモデムを第三者に譲渡または貸与、買入しすること。  
②CCSの承諾なしに、加入契約を第三者に譲渡すること。  
③ケーブルモデムの筐体の開蓋すること。  
④CCSの承諾なしに、ケーブルモデムの移動、取り外し、変更すること。  
⑤第三者の権利、財産又はプライバシーを侵害する行為を行うこと。  
⑥他人に不利益を与える行為、又は業務中傷する行為を行うこと。  
⑦CCSのネットワーク接続サービスの提供を受ける行為を行うこと。CCSにて支障があると判断した場合は、当該回線に利用が停止される状態を強制することがあります。  
⑧名前簿のほか、CCSに損害を与える行為またはそのおそれのある行為を行うこと。

## 第15条（施設外への加入契約外接続）

①加入者は、CCSが加入契約に基づき設置した本施設その他の電気通信設備（以下「回線等」という）を移動、取り外し、変更、分解もしくは損壊し、又はその回線等に接続する他の電線を接続しないこと、ただし、天災、事変その他の非常事態に際しては保護の必要があるとき又は回線等の接続もしくは保守のため必要と認めるときは、この限りではありません。  
②加入者は、前項の規定に違反し、回線等を損壊し、接続した場合は、その補充、修繕その他の工事等に必要となる費用をCCSが指定する期日までにCCSに支払うものとします。

## 第16条（サービスの無断提供の禁止）

法令により、加入者がCCSのサービスを第三者に提供することを禁止します。

## 第17条（故障）

①CCS及びCCSの指定する業者は、加入者からCCSのサービスの提供に異常ある旨の申し出があった場合、速やかにこれを調査し必要な措置を講じます。  
②加入者は、変換設備の修理に要する費用を負担するものとします。

## 第18条（加入者の事由による一時停止及び再開）

①加入者は、CCSのサービスの提供を一時的停止する場合でも期間中の利用料をCCSに支払うものとします。ただし、やむを得ない事情においてはこの限りではありません。その場合、一時停止又は再開を希望する10日前までにCCS所定の一時停止又は再開届出書をCCSに提出するものとします。  
②前項の一時停止期間は、1年間に1回までとし、連続して最長6ヶ月とします。  
③加入者は、一時停止又は再開に要する費用をCCSに支払うものとします。

## 第19条（設置場所の変更）

①加入者は、次の場合に限りCCSの事前同意を得て、加入者の施設の設置場所を変更できるものとします。  
(1) 変更先が同一敷地内あるいは同一建物内  
(2) 変更先がCCSの業務区域内であり、且つ最寄りのタップオフ又はクロージャーに余裕があり引き込み工事が可能な場合  
②前項の変更工事は、CCS又はその指定する業者が加入者の費用負担により行うものとします。

## 第20条（名称変更）

①次の場合には、加入者の名称変更を認めます。  
(1) 相続の場合  
(2) 新加入者が、旧加入者の施設の設置場所においてCCSのサービスの提供を受けることについて、旧加入者の権利義務を引き継ぐ場合  
②前項の名称変更を行う場合、新加入者となるものはCCSの承諾を得た上、CCS所定の名称変更届出書を提出し、CCSが別途定める名称変更手数料を支払うものとします。又、当該変更日までに発生した利用料は旧加入者が支払うものとします。

## 第21条（サービス内容の変更）

①加入者は、サービス内容の変更を希望する場合には、変更希望日の5日前までにCCSが別途定める方法によりCCSに出るものとします。

②変更後のサービスは変更希望日から提供するものとします。  
③利用料については、サービス追加の場合、前項の変更日より途中であれば翌月から、変更日が1日からであれば当月から該変更にかかる利用料に変更するものとし、サービス解約の場合、前項の変更日より当月は従来利用料とし、翌月から当該変更にかかる利用料に変更するものとします。

## 第22条（CCSと加入者による解約）

①CCSと加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、双方解約を希望する日の14日前までに文書によりその旨を申し出るものとします。  
②前項による解約の場合、加入者は第5条に定める料金を当該解約の日属するものを、CCSが定める期日までにCCSに支払うものとします。  
③理由の如何を問わず、加入契約が終了した場合は、HFCの場合はケーブルモデム及びタップオフの出力端子から保安設備までの施設（集合住宅内の加入者との加入契約が終了した場合は、ケーブルモデムのみ）、もしくはFTTHの場合はクロージャー出力端子からD-ONUまでの施設を、CCSまたはCCSの指定業者を通じて加入者の負担をもって撤去するものとします。この場合、CCSは撤去完了後すみやかに当該撤去にかかる費用を加入者に請求するものとします。但し、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の償目を要する場合は、加入者はその償目費用の実費を負担するものとします。  
④加入者が通信端末を紛失した場合は、CCSは代金相当額を一併に請求できるものとします。

## 第23条（加入者の債務違反による停止及び解除）

CCSは、料金滞納等本加入契約に違反する行為があったと認められる場合、当該加入者に催告の上、サービスの提供の停止もしくは加入契約の解除が出来るものとします。なお、解約については前条②③の規定を準用します。

## 第24条（加入契約の有効期間）

①加入契約の有効期間は加入契約の成立から1年間とします。但し、加入契約期間満了の1か月前までにCCSまたは加入者いずれからもCCS所定の書式による文書により契約解除の意思表示がない場合には、引続き1年の期間をもって更新するものとし、同様も同様とします。  
②加入者の解約については、共同受信契約が効力を失ったときは、その理由の如何を問わず、該加入契約は終了するものとします。

## 第25条（契約者に係る情報の取り扱い）

①CCSは、サービスを提供するために必要な契約者にかかる情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。また契約申込者および、契約者が当社に連絡する接点者についても、契約者に準じて取り扱います。  
②前項より、収集し取り扱う契約者に関する氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先等、およびその他当社が別途定める事項に関する情報は、当社は、次の目的の範囲で利用し、必要な範囲で利用し得るものとします。  
(1) サービスの提供を開始、継続、または終了（ヘルプデスク対応、施工、顧客管理、集計計算、料金請求、重組表の配布、開費検知・償却等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合  
(2) CCSが提供するサービス（有線テレビジョン放送サービス、インターネット接続サービス、およびそれぞれ付加機能、追加サービス等を含みます。）の契約促進を目的とした営業活動に利用する場合  
(3) サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、解約理由の調査、分析に利用する場合  
(4) 契約者から個人情報を取り扱っていること、新たな同意を求めたい利用する場合  
(5) 加入者から紹介を受けた被紹介者情報に基づく、契約促進を行う場合  
③CCSは、前項までの利用目的に必要な範囲で委託先に個人情報の取扱いを委託する場合があります。  
④CCSは、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。  
(1) 本人の同意がある場合  
(2) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼさずおそれがあるとき  
(3) 法令に基づく場合  
(4) 人の生命、身体および財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき  
(5) 公益の増進上または死者の遺族の利益のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき  
⑤CCSは、個人情報の取扱いにおいて、個人情報保護方針を遵守するため個人情報取扱窓口を総務経理部に、個人情報保護管理員としてCCSの専務取締役を配置しています。お問い合わせ先はCCSのホームページに記載するものとします。  
⑥氏名、住所、電話番号、金融機関口座等の個人情報を取り扱っていない場合は、CCSのサービスをご提供できないことがあります。

〈個人情報取扱窓口〉  
〒745-0031 周南市鍛冶町49番 鍛冶毎日興業ビル 株式会社シティーケーブル周南内  
個人情報取扱窓口宛 電話 0120-21-2647 FAX 0834-27-6161  
電子メール privacy@ccsnet.ne.jp

## 第26条（通信速度の制限）

集合住宅プランをご利用の場合、1棟当たり下り速度300Mbpsでのサービス提供となりますが、1棟当たりの利用戸数や設備環境等により実際の速度が低下する場合があります。

## 第27条（定めたなき事項）

本契約約款に定めなき事項あるいは規定内容について疑義が生じた場合、CCSと加入者は加入契約の締結の趣旨に則り、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

## 第28条（加入契約約款および料金の改定）

本契約約款および料金は、総務部に届け出た上で改定することがあります。この場合、加入者は改定後の約款および料金の適用を受けず。

## 第29条（合意場合）

本契約約款の解釈又は履行につき争いが生じ、第25条の規定にも拘わらず協議解決に至らなかつた場合は、当該争い解決のため第1審管轄裁判所は山口地方裁判所とします。

## 〈付則〉

CCSは、特に必要がある場合は本契約約款に特約を付することが出来るものとします。本契約約款は、平成27年11月1日より施行いたします。本契約約款は、令和3年4月1日より改定いたします。

品名	ベストエフォート	金額
ライト10M	10Mbps	3,278円/月
バリューストリーム	50Mbps	4,400円/月
プライム100M	100Mbps	5,500円/月

  

区分	ベストエフォート	金額
ひかり30M	30Mbps	3,300円/月
ひかり100M	100Mbps	4,400円/月
ひかり300M	300Mbps	5,500円/月
集合住宅プラン	共用帯域数による	3,850円/月

  

区分	単位	金額
メールアドレス追加	1アドレスごとに	550円/月
無線ルーターレンタル		330円/月

  

加入契約に係るもの	加入金
	5,500円

  

区分	単位	金額
工事費	引込線の工事及びケーブルモデムの設置	22,000円
撤去費	ケーブルモデム及び引込線の撤去	別に算定する実費

  

区分	金額
ケーブルモデム及びONUの破損修理	別に算定する実費
ケーブルモデム及びONUの設置場所変更	別に算定する実費

  

解約手数料	金額
	10,000円

〈非課税〉  
①サービスプランの内容については網欄がない状態で符号伝送が可能であるものを表し、そのサービスはベストエフォートサービスです。サービス契約者の利用状況等により、選定品質を契約者に確保するが困難な事象が発生する場合、通信品質を確保するものではありません。  
③月額利用料金については、毎月1日から月末までを1か月として計算し、日割り計算いたしません。  
④表示金額はすべて税込表記となっています。

●撤去費用については戸建て：13,200円、集合住宅：6,600円をご請求致します。